

利益相反管理方針

デジタル証券株式会社（以下、「当社」といいます。）は、「利益相反管理方針」を定め、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を適正に管理する体制を整備しております。

目的

金融商品取引法第36条第1項に基づき、当社及び当社グループ会社が業務を行うにあたり、利益相反の管理に関する基本事項を定め、適切な利益相反管理体制の構築整備を図ることにより、顧客の利益を不当に害することを防止することを目的とします。

利益相反取引

当社は、以下のすべてを満たすものを、利益相反取引として管理するものとする。なお、金融商品取引法その他の法令等で禁止されている行為又は取引は、管理対象から除くものとする。

- (1) 顧客の不利益のもと、当社若しくは当社グループ会社が利益を得ている状況が存在すること、又は顧客の不利益のもと、当社若しくは当社グループ会社の顧客が利益を得ている状況が存在すること。
- (2) 前号の状況が顧客との間の契約上又は信義則上の地位に基づく義務に反すること。

利益相反の類型化

利益相反取引の対象となる取引は、当社が行う金融商品取引業のうち、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）です。対象取引の特定に際しては、次に掲げる場合や下表に掲げる類型に基づき対象取引に該当する可能性を検討するものとします。

- (1) お客様の犠牲により、当社又は当社の関係者が経済的利益を得るか又は経済的損失を避ける可能性がある場合
- (2) お客様との取引の結果、お客様の利益とは明確に区分される利益を取得する場合
- (3) お客様の利益よりも他のお客様の利益を優先する経済的その他の誘因がある場合
- (4) お客様に関する情報の利用により、当社又は当社の関係者が利益を得る取引をする場合
- (5) お客様の取引相手の側に立つ取引をする場合
- (6) 当社又は当社の関係者が同一取引に複数の立場で関与することにより、通常の見取りと同様の条件の取引が期待できない場合
- (7) お客様と同一の業務を行っている場合

	お客様と当社又は 対象会社	お客様と当社又は 対象会社の他のお客様
利害対立型	お客様と当社又は対象 会社の利害が対立する 取引	お客様と当社又は対象会社の他のお客様と の利害が対立する取引
競合取引型	お客様と当社又は対象 会社が同一の対象に対 して競合する取引	お客様と当社又は対象会社の他のお客様と が競合する取引
情報利用型	当社がお客様との関係 を通じて入手した情報 を利用して当社又は対象 会社が利益を得る取引	当社がお客様との関係を通じて入手した情 報を利用して当社又は対象会社の他のお客 様が利益を得る取引

利益相反管理の方法

当社では、利益相反管理として、以下に掲げる方法その他の方法を選択し、又は組み合わせて行うものとする。

- (1) 利益相反取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 利益相反取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法
- (3) 利益相反取引又は当該顧客との取引を中止する方法
- (4) 利益相反取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のために、利益相反管理統括責任者を当社の内部管理統括責任者、利益相反管理統括部署を当社のコンプライアンス部とし、対象取引の管理を一元的に行います。

利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となる会社は当社及び以下の対象会社です。

【対象会社】

オーナーシップ株式会社

2025 年 8 月